

## 退職金専用定期預金「ゴールデンエイジ」商品説明書

商 品 名	・退職金専用定期預金「ゴールデンエイジ」
ご利用 いただける方	・当金庫営業地区内にお住まいの方で退職金を直接当金庫にお振込していただいた方。
預入期間	・6ヵ月の自動継続式定期預金（元利金継続・元金継続）
預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規契約のみで一括預入と致します。</li> <li>・100万円以上3,000万円以内 （但し、退職金のお受取額の範囲内といたします）</li> <li>・1円単位</li> </ul>
払出方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
適用金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年0.50%（6ヵ月）</li> <li>金利上乗せの適用は初回満期日までとなり、ご継続後の適用金利はご継続日当日のスーパー定期6ヶ月の店頭表示金利となります。</li> </ul>
税 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年1月1日からお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が追加課税されますので20.315%（所得税15.315% 住民税5%）の税金がかかります。ただし、マル優をご利用の場合は除きます。</li> </ul>
付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率）</li> </ul>
中途解約の取扱い	・スーパー定期に準じます。
苦情処理措置 紛争解決措置 について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部（9時～17時、電話：0120-160-455）にお申し出ください。</li> <li>・<b>紛争解決措置</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀弁護士会（電話：077-522-2013）</li> <li>・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）</li> <li>・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）</li> <li>・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、営業推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</li> </ul> </li> </ul>
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職金のお受取日から6ヵ月以内のお申込みに限らせていただきます。</li> <li>・退職金を直接当金庫にお振込していただいた方に限らせていただきます。 （他行にお振込された退職金を当金庫にお振込された場合は対象とはなりません）</li> <li>・お一人さま1回のみとし、初回の預け入れに限らせていただきます。</li> <li>・当金庫の定期預金から本商品への預け替えはできません。</li> <li>・金利環境の変化等により適用金利の変更または、募集を中止することがあります。</li> <li>・証書式、通帳式、総合口座でのお取扱いができます。</li> <li>・ATMでのお取扱いはできません。</li> <li>・預金保険の対象商品です。 （お一人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます）</li> </ul>

（令和3年8月18日現在）